○農林水産省告示第千三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡松川村字南平道三二八六の口、三二八六の二、三二八六の卜、三二八六のチ、字青崎三三〇五の一から三三〇五の四まで、三三〇六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡大鹿村大字鹿塩一五七六の一、一五七六の二、一五七七の一、一五七七の二、一五七七の五、一五七七九の一、二四五八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県長野市戸隠豊岡字平沢六四二七のロ、戸隠栃原字綾織三七四九の四、三七五一、三七五二の三、三七六五の一、三七六六の一、三七六六の二、三七六七、三七六八、三七九九の二、三七八二の四から三七八二の六まで、三七八三の一、三七八三の三、三七八四の一、三七八四の二、三七八六、三七八七の一、三七八七の二、三七八九、三七九〇、三七九三から三七九六まで、三七九八から三八〇〇まで、三八〇二から三八〇五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県東諸県郡綾町大字入野字城平二八一六の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県北諸県郡三股町大字樺山字坊ケ野九五四の四、九五四の一六一から九五四の一六三まで、九五八の四、九六一の二五、九六一の二七、九六一の三〇から九六一の三五まで、九六一の三七、九六一の五三、九六一の六四から九六一の六八まで、九六一の八八から九六一の一二一、九六一の一四四、九六一の一四五、九六一の一六九、九六一の一七二、九六一の一七四から九六一の一七七まで、字細目六四九四の一六、六四九四の一七、六四九四の一二三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字村所字大王八一七の一・八一八の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西都市大字上揚字土屋六七の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字土屋六七の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）